

城山野球クラブ 規約書

< 2023年12月改訂版 >

第1条 名称

1. 当クラブの名称は、城山野球クラブとする。
2. 事務局は、代表宅とする。

第2条 目的

当クラブは学童軟式野球を通じて、子供達の心と身体を磨き健全な人格形成の一環として一助を図る様にする。

第3条 部員

1. 主に志村小学校に在学する者、あるいは地域の小学生男女で構成する。
*未就学児は相談に応じます。
2. 加入する部員は、他の野球チームに二重加入は出来ない。

第4条 活動 (大会の参加・練習及びその他の交流)

1. 大会
 - ☆東京都城北連盟大会 (春季、秋季)
 - ☆板橋区軟式野球連盟学童の部大会 (春季、秋季)
 - ☆志村坂上地区親善大会 (春季/小豆沢グラウンド)
 - ☆板橋区志村軟式野球連盟大会 (春季、秋季)
 - ☆板橋区主管地区合同大会 (夏季/小豆沢グラウンド)
 - ☆板橋区主管中央大会 (各出張所地区優勝チーム/夏季)
 - ☆板橋区軟式学童新人戦 (五年生以下/秋季)
 - ☆蓮根リーグ大会
2. 練習及びその他の交流 (“入部にあたり”を参照)
3. 町会行事の参加

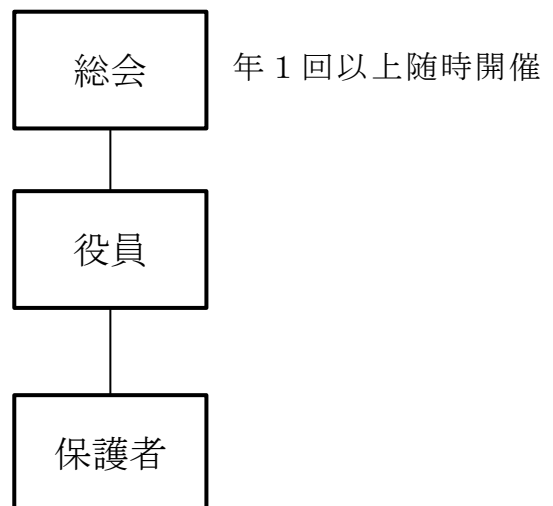
第5条 スポーツ保険等への加入

野球活動中の事故や怪我に備え、入部と同時に年間スポーツ保険等に参加する。

第6条 役員・総会

1. 役員構成
指導者役員：名誉顧問 1名 代表者 1名 監督 2名 コーチ若干名
チーム付審判員若干名
保護者役員：若干名

2. 総会
 - 1) 総会は役員及び保護者の出席によりする。
 - 2) 総会で以下のことを確認する。
 - 役員承認
 - 会計報告と承認
 - 規約等の変更
 - その他



第7条 運営費

1. 月額3,000円を、部費として保護者役員が集金し、収入に充当する。
 2. 城山町会より当クラブに受けている年間援助金は、収入会費に充当する。
 3. 当クラブとして保有する用具等は、収入会費にて購入する。
 4. 会計担当者は、保護者役員内で選出する。
 5. 会計監査は、代表・保護者代表で行い総会に報告する。
 6. 各行事終了後、二会計担当者は収支報告をする。
 7. 新規用具購入は、役員内で相談する。
- * 運営上において、臨時に保護者より徴収する場合があります。

第8条 指導目的

1. 指導者は、子供達に野球だけではなく、一般社会的礼儀も重んじて指導し、共に地域の発展に寄与する。
2. 技術だけでなく、楽しさからお互いの連帯感を強めて、子供達が有する無限の能力を引き出すことに寄与する。

第9条 指導方法

1. 指導方法、公式大会選手登録、背番号等は、指導者役員全員の合議で決定する。
2. 保護者役員は、保護者より意見が有る時は、必ず指導者役員へ報告を入れる。
3. コーチミーティングは、常に行い指導者が一体となって指導にあたる。

第10条 附則

1. 部員・保護者及び役員は、本規約を重んじなければならない。
2. 入部希望者は、必要な入部手続きを行う。
3. 中途退部希望者は、事前にその旨を指導者役員に伝える。
4. 野球用具（個人用）は、部員各自で備える事とする。（“入部にあたり”を参照）
5. 野球活動に伴う車での移動中の事故や怪我に際して、当クラブ指導者及び保護者による運転はボランティアであり、死亡・負傷・その他の事故で受けた損害の責任は、運転者には一切生じないものとします。ただし、運転者の重大な過失の場合はこの限りではありません。
6. 慶弔費
死亡：本人 10000円 実父母 10000円 入院、手術：本人 3000円
7. 皆勤について
新型コロナウイルス、その他諸般の状況を考慮し2021年1月より、皆勤賞に関し下記の通り改定する。
 - 1) 感染症について
 - a) インフルエンザ等の学校保健安全法で指定されている「学校感染症」に罹患した場合に加え、新型コロナウイルス感染症に罹患及び濃厚接触者に認定された場合も欠席扱いにしない。（参加不可）
 - 2) 対象日について

- a) 土曜日、日曜日、祝日の練習及び試合、その他活動(合宿等)のすべてを対象とする。(自由参加を除く)
 - b) オール板橋に選ばれる等チームの代表として活動する為に休む場合は欠席扱いにしない。
- 3) 対象時間について
- a) 朝の挨拶参加だけでは出席と認めない。
 - b) 遅刻、早退は出席扱いとする。
 - c) 怪我により練習及び試合に参加が難しい場合による見学は出席扱いとする。
- 4) 冠婚葬祭について
- a) 部員の近親者等の冠婚葬祭参加により練習及び試合を休まざるを得ない場合は欠席扱いにしない。

以上

城山野球クラブ 代表 関根 文義